

民生委員児童委員活動記録記入の手引

～ポイントの整理とQ&A～

平成16年3月

(平成19年12月複製)

大阪府民生委員児童委員協議会連合会

はじめに

☆「活動記録記入の手引」作成にあたって

平成14年4月から活動記録の様式が変わり、記入範囲が増えたことなどから、スタート時には多くの委員から「煩雑だ」「苦痛に感じる」など戸惑いの声を聞きました。この間、各民児協において定例会議などで勉強会を開き、学習や情報交換を行ったこととは思いますが、今一度、記入方法及び内容について確認して頂くことを目的に、この度「記入の手引」を作成しました。

記入上のポイントを整理するとともに、実際に委員が活動するなかで出てきた疑問や質問をQ&Aとしてまとめていますので、記入の際に活用して頂ければ幸いです。

なお、活動記録の記入は同じようなケースでも関わるときの背景や条件の違い、委員一人一人の受け止め方によっても違いがありますので、今回お示ししている記入例についても、これまで各自で記入されてきた内容が「正しい」か「間違い」かを重視するものではありません。

大切なことは、「活動したことを必ず記録に残す」という視点に立ちながら、細かく地味な作業ですが活動記録の記入は「民生委員・児童委員の重要な責務である」ことを十分自覚し、継続して取り組むことです。各民児協で100%の提出率を目指し、相互に研讃を積みながら委員一人ひとりの意識を高めましょう。

☆活動記録はどのように役立てられているのでしょうか。

民生委員・児童委員が集計し報告する毎月の活動件数は、民児協ごとにまとめられ、大阪府を通じて国（厚生労働省）に報告します。

厚生労働省では全国分を集計し、その結果を福祉行政報告例として公表します。皆さんの記録は、民生委員・児童委員に関係の深い各種福祉施策の企画・立案の基礎資料として活用されています。

☆活動の展開にあたっての活用方法

【委員個人としての活用方法】

日々の活動を正確に記入することによって、自らの活動を点検し、その評価を行うことで、次の活動へと展開していくことができます。

具体的には次のようなことが可能です。

- ① 活動の積み重ねが理解できる
- ② 課題の整理・分析ができる
- ③ 活動に対する評価や反省ができ、新しい活動の方向性を見出す素材となる

【民児協としての活用方法】

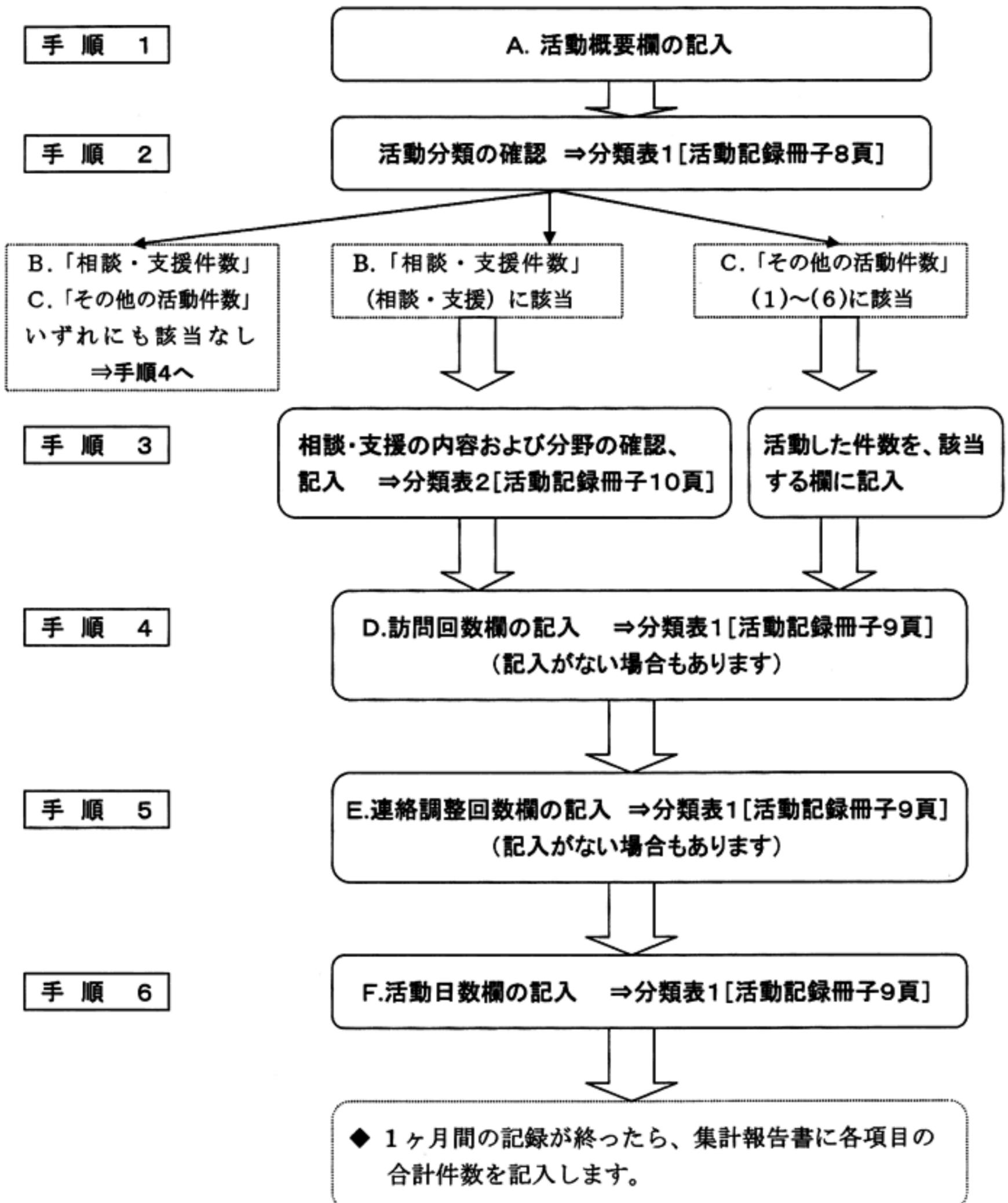
民児協において住民や地域が抱える課題の動向や特徴などを報告・協議することで、組織活動へつなげていくことも可能です。次年度の活動目標や研修に生かすこともできます。

- 毎月の集計結果を広報誌、あるいは民児協定例会などを通して全員に報告するとともに、討議の場を持つようにしましょう。
- 他の民児協と情報交換をしましょう。また、福祉行政報告例では全国的な活動傾向が把握できますので、地域の福祉課題の特徴等と照らし合わせ、具体的な日常活動に役立てましょう。
- 民児協で分析した課題や問題点を関係機関に持込み、ともに検証しながら、必要な働きかけを行ったり、協働活動や協力活動の展開等に役立てましょう。

記入要領《記入上の注意》

STEP 1 記入の大きな流れをつかみましょう！

【記入の手順～フローチャート～】



日・曜日	A. 活動概要	B. 相談支援件数	
		a. 内容	b. 分野
3(月)	A氏(高齢者)から、介護保険のホームヘルプサービスの利用の件で相談したいと電話があり、訪問して相談にのった。	(2)	(16)
"	その際、家族関係のことについても相談にのった。その後、行政の福祉課にも連絡をして内容を伝えた。	(10)	(16)
12(水)	先月の活動件数報告を、役場の福祉課に提出した。		
13(木)	市から依頼された、ひとり暮らし高齢者の基礎調査のため、5軒の世帯を訪問して調査票を配布した。		
20(木)	隣家の子どもが虐待されているのではないかと住民から通報があり、児童相談所に連絡した。		
25(火)	校区社協と協働で行っている配食サービスに参加し、2軒に弁当を届けた。		
26(水)	行政からの敬老バス申請についてのお知らせチラシを、午前中、15軒に配布した。		

B,Cの両方に記入することはありませんので、注意して下さい。また、B、Cいずれにも該当しない場合は手順4へ進みます。

D,Eの欄には記入がない場合もあります。

C. その他の活動件数						D. 訪問回数		E. 連絡調整回数		F. 活動日数
調査・実態把握(1)	行事・事業・会議への参加・協力(2)	地域福祉活動・自主活動(3)	民児協運営・研修(4)	証明事務(5)	要保護児童の発見の通告・仲介(6)	訪問・連絡活動(7)	その他(8)	委員相互(9)	その他の関係機関(10)	
							—			○
									—	○
正							正			○
					T				—	○
		—					T			○
	—						正正正			○

民児協名: _____ 氏名: _____
 全国統一のため変更できませんので
 校区名・氏名をご記入願います

平成〇年度 △月分
活動件数 集計報告書

B. 相談・支援件数	a (内容別)	
	在宅福祉	(1) 件
	介護保険	(2)
	健康・保健医療	(3)
	子育て・母子保健	(4)
	子どもの地域生活	(5)
	子どもの教育・学校生活	(6)
	生活費	(7)
	年金・保険	(8)
	仕事	(9)
	家族関係	(10)
	住居	(11)
	生活環境	(12)
	日常的な支援	(13)
	その他	(14)
計	(15)	
b (分野別)		
高齢者に関すること	(16) 件	
障害者に関すること	(17)	
子どもに関すること	(18)	
その他	(19)	
計	(20)	

※(15)と(20)の合計件数は一致

C. その他の活動件数	調査・実態把握	(1)	件
	行事・事業・会議への参加・協力	(2)	
	地域福祉活動・自主活動	(3)	
	民児協運営・研修	(4)	
	証明事務	(5)	
	要保護児童の発見の通告・仲介	(6)	

D. 訪問回数	訪問・連絡活動	(7)	回
	その他	(8)	

E. 連絡調整回数	委員相互	(9)	回
	その他の関係機関	(10)	

STEP2 記入の手順とポイントをチェックしましょう！(左ページSTEP1の手順にそって確認します)

【記入の手順とポイント】

- 手順1** まず民生委員・児童委員、主任児童委員として行った活動の内容を「A.活動概要」欄に記入します。
- 手順2** 次に、その活動が「B.相談・支援件数」、「C.その他の活動件数」[(1)～(6)]のいずれに該当するかを確認します。
 ※「B.相談・支援件数」と「C.その他の活動件数」の両方に記入することはありません。
 ⇒いずれにも該当しない場合は手順4へ進みます。〔上記記入例:12日(水)〕
- 手順3** ◇活動が「B.相談支援件数」に該当する場合
 ⇒活動記録P10の分類表2から、該当する「a.内容」と「b.分野」を選択します。
 ※同一時点・同一の個人や世帯で明らかに相談や支援の内容が複数にまたがる場合は、それぞれについて2段書きで内容と分野を記入します。〔上記記入例:3日(月)〕
 ◇活動が「C.その他の活動件数」に該当する場合
 ⇒件数を該当欄に記入します。
 ※「C.その他の活動件数」については基本的にその延べ件数を計上します。
 但し、同一行事、同一事業で複数対応した場合、「行事・事業・会議への参加・協力(2)」「地域福祉活動・自主活動(3)」「民児協運営・研修(4)」については1件の活動として捉え、延べ件数でなく、カウント一のみとなります。〔上記記入例:13日(木)、20(木)、25(火)、26(水)〕
- 手順4** 次に、「D.訪問回数」欄を記入します。〔活動記録冊子P9の分類表1を参照〕
 「訪問・連絡活動(7)」…友愛訪問、安否確認のための訪問(見守りや確認、声かけなど)の場合に件数を記入
 ※電話による声かけや心身状況の確認なども含まれます。
 「その他(8)」…訪問を求められ、相談を受けた、調査で世帯を訪問した場合に件数を記入
 ※訪問を受けた場合もこみ込みます。
- 手順5** 「E.連絡調整回数」欄を記入します。〔活動記録冊子P9の分類表1を参照〕
 「委員相互(9)」…活動に関わって民生委員・児童委員、主任児童委員相互に連絡をした場合に件数を記入
 「その他の関係機関(10)」…「委員相互(9)」以外のすべて場合に件数を記入
- 手順6** 最後に、「活動日数(11)欄に○を記入します。〔活動記録冊子P9の分類表1を参照〕
 活動概要が書かれている日は全て○を記入します。
 ※一日に複数の活動を行った場合も、一日あたり○は一つです。〔上記記入例:3日(月)〕

メモ: 記入に慣れてきたら..
 右ページの集計報告書(網掛け部分)をみながら「B.相談支援件数」の「a内容」と「b分野」を記入すれば、分類表を見なくておおよその判断が可能です。

「D.訪問回数」、「E.連絡調整回数」の欄には記入のない場合もあります。

友愛訪問、安否確認のための訪問以外は「その他(8)」に記入します。

合計										
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

活動日数(11)	日
----------	---

STEP3 分類表1 (活動内容区分)のポイントを確認しましょう!

区分	内容	具体例
B 相談・支援 ↓ この区分に該当する場合は、「分類表2」からさらに、内容・分野を区分します。	<p>さまざまな相談を受けて解決に向けて支援する活動、生活支援のための活動 (必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、福祉サービスに関する苦情解決支援、<u>見守り支援</u>、その他日常生活に関する支援等を含む)</p> <p>※個人や世帯から直接相談を受けた場合だけでなく、<u>関係機関や団体等と個人や世帯の支援について相談や調整、協議等を行った件数も含まれます。</u></p>	<p>Q.ここでいう『見守り支援』と「D訪問回数-訪問・連絡活動(7)」における『見守りのための訪問』との違いは何ですか? A.ここでいう『見守り支援』活動は、「立ち会う、同席する、ただそこにいて見守る」などの活動をさします。具体的には次のような場合が該当します。</p> <p>①「今日は健康診断の結果が出る、一人では心細い」と近所に住む高齢者に頼まれたので、かかりつけ医の話を一緒に聞いた。 ②隣に住む一人暮らしの高齢者が、要介護・要支援認定を申請。その訪問調査に立ち会った。 ③不登校が続く小学生の家に、担任教師が訪問することになった。私も同席した。</p>
C その他の活動件数	<p>世帯の支援に必要な情報収集や状況把握、民児協の独自調査、市町村、社協、他の機関・団体からの依頼により調査を行った延件数</p>	<p>○住民の意識調査、高齢者基礎調査、調査票の回収、福祉票、世帯票の作成・点検 など</p>
行事・事業・会議への参加・協力 (2)	<p>民生委員(児童委員)、主任児童委員として出席、参加した諸会合、行事、協力した事業の延べ件数</p>	<p>○共同募金活動への協力 ○敬老金の配布等の行事への協力 ○葬儀への列席 ○小学校入学式や運動会行事への参加 ○心配ごと相談員、介護相談員としての活動 ○校区福祉委員会の行事資料の印刷 等</p>
地域福祉活動・自主活動 (3)	<p>民生委員(児童委員)、主任児童委員又は民児協が社協や関係機関・団体等と協働して行う地域福祉活動、民児協独自で行う地域福祉活動の延件数</p>	<p>○民児協主催の子育てサロンの実施 ○社協と民児協共催の配食サービス ○小地域ネットワークでの支援についての打合せ ○一人暮らし老人名簿の作成、寝たきり老人へのハガキを書く 等</p>
民児協運営・研修 (4)	<p>民児協の定例会、部会・委員会、研修会等の企画実施に携わった延件数及びこれらに参加した延件数</p>	<p>○児童部会、定例会への出席 ○府研修センターの主催する中堅研修への参加 ○自宅で民生委員研修の事例発表資料を作成</p>

区分	内容	具体例
C その他の活動件数	証明事務 (5)	本人や行政機関その他の団体等から協力を求められた場合に行った証明及び事実確認等の延件数
	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)	・要保護児童を発見し福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数 ・要保護児童発見者からの依頼により福祉事務所又は児童相談所へ通告した延件数

D 訪問回数	訪問・連絡活動 (7)	見守り、声かけなどを目的として心身障害(児)者、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等に対して訪問・連絡活動を行った延件数 ※要保護児童等に対するものも含む。	<p>☆「訪問・連絡活動(7)」 友愛訪問、安否確認のための訪問(見守りや確認、声かけなど)の場合に件数を記入 ※電話による声かけや心身状況の確認などを含む。</p> <p>☆「その他(8)」 訪問を求められ、相談を受けた、調査で世帯を訪問した場合に件数を記入 ※訪問を受けた場合もここに含む。</p> <p>友愛訪問、安否確認のための訪問以外</p>
	その他 (8)	(7)以外に関する訪問・連絡活動を行った延件数 (住民からの事務的な連絡を受けた場合や、単に相談したいということのみを持ちかけられた等も含む)	

E 連絡調整回数	委員相互 (9)	他の民生委員児童委員、主任児童委員との連絡調整を行った延件数	○定例会の日程変更の連絡 ※電話、訪問による連絡と同様、郵便連絡も含む ○委員宅へ会議資料を届けた ○委員同士である家庭の問題について話し合う
	その他の関係機関 (10)	社会福祉施設、市町村行政、福祉事務所、児童相談所、婦人相談所、学校、教育委員会、社協等の関係機関・団体との連絡調整を行った延件数	○高齢者から緊急通報装置の設置要請があり、市役所に電話した。 ○ある家庭の問題について、病院のケースワーカーと話し合う

活動日数 (11)	活動を行った実日数を計上	(注)*一日に複数の活動を行った場合でも活動日数欄には一つだけ○を記入。
--------------	--------------	--------------------------------------

STEP4 分類表2（活動内容区分）のポイントをチェックしましょう！

区 分	内 容	具体例
内容別相談・支援件数	在宅福祉 (1)	・ 支援費や地域福祉権利擁護事業の相談 ・ 在宅支援を行うボランティアの紹介
	介護保険 (2)	・ 介護保健サービス
	健康・保健医療 (3)	・ 健康保険、国民健康保険の相談 ・ 食生活相談
	子育て・母子保健 (4)	・ 妊娠、出産に関する相談 ・ 保育サービスの情報提供
	子どもの教育・学校生活 (6)	・ 不登校、いじめに関する相談
	生活費 (7)	・ 生活保護の相談 ・ 日本育英会の就学資金相談 ・ 消費者金融に関する情報提供
	年金・保険 (8)	・ 児童扶養手当に関する情報提供 ・ 国民年金についての相談
	仕事 (9)	・ 失業問題についての相談 ・ 仕事に関する資金の借入、機材購入
	家族関係 (10)	・ 結婚、離婚相談 ・ 財産や相続についての相談
	住居 (11)	・ 入居、立ち退き問題の相談支援 ・ 隣家の騒音の悩み相談
	生活環境 (12)	・ 危険箇所についての情報提供 ・ ごみの不法投棄についての連絡
	日常的な支援 (13)	(1)～(12)のいずれにも該当しない内容のうち、通院の付添、ゴミだしなど日常生活に関する相談・支援の延件数 ・ 買い物の同行、代行 ・ 登下校の付き添い ・ 掃除、ゴミ出し ・ 手紙の代筆、投函代行 など、 <u>日常に関わる直接的な支援</u>
	その他 (14)	(1)～(13)のいずれにも該当しない内容の相談・支援件数 ☆判断しがたい場合は無理に内容を特定せずココに記入しましょう。

詳しくは活動記録冊子 P10～11 の分類表をみて確認して下さい。

分野別相談・支援件数	高齢者に関すること (16)	「高齢者」の年齢は相談支援の内容で判断します。(65歳以上とは限りません。)	☆分類のポイント 「相談・支援の対象となる人(支援を必要としている人)の属性」で分類します。「相談者の属性」を分類するのでないことに注意！ なお、属性が2つ以上の分野に該当する場合(例:高齢者かつ障害者)は、相談内容がいずれに起因しているかで分野を特定します。
	障害者に関すること (17)	「障害者」の手帳の有無は関係ありません。	
	子どもに関すること (18)	児童福祉法にいう18歳未満の児童に関わらず、相談支援の内容で判断します。	☆判断しがたい場合は無理に内容を特定せずココに記入しましょう。
	その他 (19)		☆判断しがたい場合は無理に内容を特定せずココに記入しましょう。

STEP5-① ケース別 Q&A にチャレンジしましょう！

《記入例は手引 P13 に掲載》

【～活動記録編～】

Q1.活動記録の集計報告書を提出するため、月末に活動記録の整理、点検を行った場合、どこに記入するのですか。

A1. 活動記録の整理、点検は民児協運営に関する事項と位置づけ、「その他の活動件数—民児協運営・研修(4)」に「一」を記入し、「活動日数(11)」にも○を付けます。

Q2.地区委員長に活動記録の集計報告書を提出する場合、どこに記入するのですか。

A2. 活動記録の集計報告書を地区委員長に提出した場合、「連絡調整回数—委員相互(9)」に「一」を記入し、「活動日数(11)」にも○を付けます。

【～証明事務編～】

Q3.「いわゆる『証明事務』を行う場合、依頼者や関係機関等に必ず状況確認をします。この場合は、証明事務と調査・実態把握との両方に件数を記入するのでしょうか。

A3. 証明書(調査書、意見書、状況確認書、等として対応している民児協があります)を発行するために行う状況確認は、証明事務の一環としての調査や実態把握です。証明書等が発行するための一連の活動は全ていわゆる「証明事務」と捉えますので、「その他の活動件数—証明事務(5)」に、件数を記入します。

☆数日間にわたって活動した場合は毎日1件、1日に別の案件の証明事務を行った場合は、案件数分カウントします。

- ① Yさんが訪ねてきた。子どもの高校の授業料免除申請をしたところ、民生委員・児童委員の意見書を添付してほしいと言われたとのこと。その場で作成依頼書を書いてもらい、状況を聞き取りした。
- ② 翌日、意見書作成にあたって不明点があったので、Yさんの子どもの通う高校に連絡を入れた。
その後Yさんのお宅を訪ねさらに事情を聞いた。また、同様に意見書を頼まれていたMさん宅に書類を届けた。
- ③ さらに翌日、Yさん宅に意見書を届けた。

【～事例検討編～】

Q4.先日開かれた定例会で、区域内の委員が直面している困難援助事例をとりあげ、皆でより適切な対応を話し合いました。このことは、どのように記入したらよいのでしょうか。

A4. この場合、あくまで「定例会の中での意見交換である」という整理をします。したがって、定例会を行い参加したことについて、「その他の活動件数—民児協運営・研修(4)」に「一」を記入し、「活動日数(11)」にも○をつけます。

Q5.校區で、主任児童委員と地区委員長も交えて、ある家庭の問題解決を図るために話し合った場合は、どの項目に該当するのですか。

A5.個人の支援について委員どうしで相談・アドバイスをすることは、「連絡調整—委員相互(9)」にのみ計上し、「活動日数(11)」に○を付けます。

なお、民生委員・児童委員が関係機関や団体等と個人や世帯の支援についての相談や調整、協議等を行った場合は相談・支援件数に記入します。(活動記録冊子 P8 相談・支援件数例示の※印)

【～生活保護編～】

Q6.先日高齢者のAさんから訪問を受け、生活保護の申請についての相談がありました。そこで、福祉事務所に連絡し、担当職員に対応をお願いしました。この場合、活動記録にはどのように記入したらよいのでしょうか

A6.まずAさんの相談を受けたことについては、「相談・支援件数—生活費(7)」を記入、「訪問回数—その他(8)」に「—」を記入します。さらに、役場に連絡したことに関しては、「連絡調整回数—その他の関係機関(10)」に「—」を記入します。最後に「活動日数(11)」に○をつけます。

※似たような例で、Aさんから「福祉事務所に連絡してほしい」と、連絡の仲介を依頼する事務的な連絡を電話で受け、福祉事務所に連絡した場合は、相談・支援件数にはカウントしません。

この場合は、「訪問回数—その他(8)」と「連絡調整回数—その他の関係機関(10)」にそれぞれ「—」を記入します。(活動記録冊子P.9「訪問回数」具体例の(注)を参照してください)。

Q7.生活保護の決定通知等の連絡文書を申請者Aさんの家へもっていった場合、どこへ記入するのですか。

A7.この場合、行政への協力業務とみなしますので、「その他の活動件数—行事・事業・会議への参加・協力(2)」に件数を計上し、「訪問回数—その他(8)」に「—」を記入、「活動日数(11)」に○をつけます。

【～声かけ、見守り、安否確認編～】

Q8.向かいの家のAさんはひとり暮らしです。週末には代わるがわるお子さん方がいらしていますが、平日はお一人なのでときどきご様子をうかがいに訪問しており、このことは『訪問回数—訪問・連絡活動(7)』欄に記入しています。そのほか、夜間には電気が点いていることで安否確認をしているのですが、これは、活動記録にはどのように記入したらよいのでしょうか。

A8.「訪問回数—訪問・連絡活動(7)」は、いわゆる安否確認や友愛訪問の活動件数を記入する欄で、具体的な方法で実際に相手の状態を確認した時に記入します。つまり、直接ご本人に会う、お見かけするといったケースです。今回の例では、家の中の電気が点いていることは確認できても、Aさんの状態が確認できているわけではありませんので、訪問回数には記入しません。活動概要欄を記入し、「活

動日数(11)」にだけ○をつけます。

※直接訪問したりお見かけしたりしなくても、電話でAさんと話をしてお元気な様子を確認できた場合は、「訪問回数—訪問・連絡活動(7)」に件数を記入します。

Q9. 地域の高齢者の方がたに敬老会の招待状を配りながら、安否確認をしています。この場合、訪問回数欄にはどのように記入したらよいでしょうか。

A9. 訪問回数欄は、「訪問回数—その他(8)」に訪ねた件数を記入します。活動件数欄は、「その他の活動件数—行事・事業・会議への参加・協力(2)」もしくは「その他の活動件数—地域福祉活動・自主活動(3)」が該当し、「活動日数(11)」には○を記入します。〔記入例は7件訪問した例です〕

「訪問活動—訪問・連絡活動(7)」は、いわゆる安否確認や友愛訪問を行うために訪問した(あるいは電話した)場合に、件数を記入する欄です。この例の場合は、敬老会の招待状を配布するために訪問していると捉えますので、「訪問回数」欄は「その他(8)」に該当することになります。

※「その他の活動件数」欄は、民児協主催(または他団体・グループとの共催)の敬老会なら「地域…活動(3)」、他団体やグループが開催する敬老会であって招待状の配布に協力してほしいと頼まれた場合なら「行事…協力(2)」となります。

Q10. 私の住んでいる地域が『高齢者交通事故防止モデル地区』に指定され、その活動推進に地区民児協も協力することになりました。全民生委員・児童委員が1年間、警察署長から活動推進委員に委嘱され、月に1回警察署員とともに、高齢者宅の訪問や道路環境・施設設備の点検等を行なっています。この活動はどのように記入したらよいでしょうか。

A10. この活動の場合、民生委員・児童委員は交通安全活動の「活動推進委員」として警察署に「活動協力している」と捉えます。

したがって、道路や設備等の点検を行った場合は、「その他の活動件数—行事・事業・会議への参加協力(2)」に「一」を記入し、「活動日数(11)」にも○をつけます。

また、高齢者宅を訪問し交通安全活動の推進を行った場合は、加えて、「訪問回数—その他(8)」に訪問件数分を記入して下さい。

【～葬祭編～】

Q11. 現任の委員が死亡し、葬儀に出席した場合、活動記録に記入するのですか。

A11. 現任の委員が死亡し、民児協の代表として通夜や告別式に出席する場合は「その他の活動件数—行事・事業・会議への参加・協力(2)」に件数を記入し、「活動日数(11)」に○をつけます。

Q12. 週に一度訪問活動をしていた高齢者が亡くなり葬儀に参列した場合、活動記録に記入できるのですか。

A12. 近隣住民の方の葬祭については、あくまで「民生委員・児童委員として」葬儀等に参列した場合にのみ記入することがルールです。このケースのように、担当区域内の高齢者がなくなった場合などが該当し、地域内の単なる知人・友人の葬儀や告別式に

参列する場合は『一住民の行動』として区別し、活動記録には記入しません。

このケースでは、「その他の活動件数—行事・事業・会議への参加・協力（2）」に件数を記入し、「活動日数(11)」に○をつけます。

Q13. 担当区域内の高齢者Bさんの遺族から、Bさんが亡くなった旨の連絡を受けた場合、どこに記入するのですか。

A13. 住民から事務的な連絡を受けたと解し、「訪問回数—その他（8）」に件数を記入し、「活動日数(11)」に○をつけます。

※現任の委員が亡くなったことを、各委員に連絡する場合は「連絡調整回数—委員相互（9）」に件数を記入し、「活動日数(11)」に○をつけます。

【～虐待対応編～】

Q14. 『私の隣の家の子どもは、虐待を受けているのではないかと、担当区域内に住むある方から知らされました。すぐに最寄の児童相談所にその通告を仲介しました。活動記録にはどのように記入したらよいでしょうか。』

A14. 住民から通報を受け(X)、児童相談所に通告(Y)した場合は、「その他の活動件数—要保護児童の発見の通告・仲介（6）」に(X)(Y)の2件分「T」を記入し、「連絡調整回数—その他の関係機関（10）」に件数を記入します。最後に「活動日数(11)」に○をつけます。

☆同じカウントの仕方をする例としては、家出をした児童のことを警察や児童相談所に連絡した場合など、「要保護児童」に関する連絡・通告や仲介をする場合が想定されます。

【～調査活動編～】

Q15. 「私たちの民児協では、住民が考える『理想的なまち』を参考に民児協事業を再点検しようと、地域の皆さんに調査に協力してもらいました。今日はその調査票を10世帯から回収してきました。活動記録にはどのように記入したらよいでしょうか。」

A15. 各種調査や実態把握のための活動は、調査票の配布も回収も、「その他の活動件数—調査・実態把握(1)」に件数をカウントします。

この場合は、「その他の活動件数—調査・実態把握(1)」に10件、「訪問回数—その他(8)」に10件を記入します。調査票を配布・回収できなかった場合の訪問回数のカウントの仕方は、活動記録冊子P.4の例2※を参照してください。

※例2の3.の文末「_」は「T」の誤りです（ひろば2003年4月号P.6に掲載）

【～記入の対象外となるケース～】

Q16. 地域教育協議会・コミュニティー協議会・青少年を守る会などの行事に、民生委員という立場以外で参加した場合、「その他の活動件数—地域福祉活動・自主活動」のなかの自主活動には該当しないのですか。

A16. 民生委員という立場以外での参加は、対象となりません。

自主活動とは、民児協独自で行う地域福祉活動（活動記録冊子 P8（3））のことを意

味しています。 別紙記入例：1日

Q17.個人で属しているボランティア団体の活動の一環で老人ホームに歌体操を教えた場合、活動集計記録報告書に記入できますか。

A17.民生委員という立場と関係なく個人的なボランティア活動として訪問している場合は、記入することはできません。

【～その他～】

Q18.担当地区以外の独居老人の相談を受けたときは活動集計記録報告書に記入できるのですか。また、出来るのであればどの項目に該当するのですか。

A18.担当地区以外の住民でも、民生委員として相談を受けることはありますので、当然記入することはできます。

相談・支援の場合⇒「相談・支援件数」+「訪問回数—その他（8）」+活動日数
声かけや見守りの場合⇒「訪問回数—「訪問・連絡活動（7）」+活動日数

Q19.一人暮らしのCさんが亡くなった。担当地区の委員として葬儀の手伝いに行ったところ町内の人から介護保険について聞かれた。また、別の人からは国民年金の受給手続きについて質問され、この場では知っている範囲で答えたが詳しいことは行政に尋ねるようアドバイスした。この場合の記入方法は？

○ここでのポイント

あらたまったの相談ということではないようですが、町内の人からすると丁度良い機会という雰囲気情報で情報を求められることもあり、この処理をどうするかについてです。

この場合、町内の方は民生委員であることを知っていて声を掛けてきた。本人自身も民生委員として対応したものとして考えてみます。

○処理

- ▲ 葬儀の手伝いは地区担当委員として出向いたことですから、その他の活動の「行事・事業・会議への参加・協力」（2）に記入。
- ▲ 質問の内容を「相談・支援」として整理します。介護保険については「介護保険」（2）に、国民年金については「年金・保険」（8）と「分野」は「高齢者に関すること」（16）にそれぞれに記入。
- ▲ 活動日数に○

メモ

日々、地域住民との関わりを通して、果たしてこれは民生委員児童委員の活動だろうか、一住民としての関わりなのかと迷うことも多くあると思います。初めは民生委員児童委員の立場で行動してないつもりでも、結果として活動の一環と判断できることもありますので気に留めてください。

